



【重要なお知らせとお願い】

1. パスポートについて

2020年2月3日以前に発給申請されたもので有効期限内のものに限ります。

2020年2月4日以降に発給申請されたパスポートについては、所持人記入欄がなく現住所を確認できないことから本人確認書類としてのご利用ができません。

2. 健康保険証について

令和2年10月5日付の厚生労働省の通知により、「被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し、記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること」とされています。

そのため、健康保険証のコピーをご提出いただく際には、以下の項目のマスキングをお願いいたします。

記号

番号

枝番（記載がないものもあります）

保険者番号

2次元バーコード（カード式保険証）

3. 年金手帳について

国民年金法では基礎年金番号の告知を求めることなどを禁止しています。そのため、国民年金手帳のコピーをご提出いただく際には、以下の項目のマスキングをお願いいたします。

基礎年金番号

4. 印鑑証明書について

発行日から3カ月以内のものとしします。

5. 代理人による申請について

申請をする者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人である場合は、上記（3）の書類に加えて、下記の書類を同封して下さい。

(a) 法定代理人の場合

法定代理権があることを確認するための書類 1通

● 親権者の場合

戸籍謄本（発行日から3カ月以内のもの）又は住民票（発行日から3カ月以内のもの）

● 未成年者後見人の場合

戸籍謄本（発行日から3カ月以内のもの）、裁判所の選任決定書又は後見登記の登記事項証明書（発行日から3カ月以内のもの）

● 成年後見人の場合

裁判所の選任決定書又は後見登記の登記事項証明書（発行日から3カ月以内のもの）

法定代理人本人であることを確認するための書類（法定代理人に係る上記（3）（b）の書類） 1通

(b) 委任による代理人の場合

● 本人の署（記）名捺印（実印に限る。）がなされた当協会所定の委任状（上記の申出先宛てにお電話でご請求願います）。 1通

● 本人の印鑑証明書（発行日から3カ月以内のもの） 1通

以上